

\*\*\*\*\*

# 一般社団法人ヤマトグループ総合研究所

## 定 款

\*\*\*\*\*

平成28年 3月25日 作成  
平成28年 3月28日 認証  
平成28年 4月 1日 法人成立

# 一般社団法人ヤマトグループ総合研究所 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ヤマトグループ総合研究所と称する。英文では、Yamato Group Research Institute と表示する。

### (定 義)

第2条 この定款において規定する「ヤマトグループ」とは、東京都中央区銀座二丁目16番10号を本店とするヤマトホールディングス株式会社並びにその子会社又は子法人及び関連会社又は関連法人（外国の会社又は法人を含む。）で構成される集団をいうものとする。

### (目的等)

第3条 当法人は、生活者や産業の発展に寄り添い、豊かな社会の実現に貢献することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

#### (1) 研究開発関連事業

- ア 政治・経済・産業・技術・社会その他のあらゆる領域の横断的な調査・研究開発、実証実験及びコンサルティング
- イ 学術集会・講演会その他の集会・会合及び各種メディアにおける調査・研究開発及び実証実験成果の情報発信・普及啓発

#### (2) 人材育成・研修関連事業

- ア 企業経営の中核となる人材の育成のための研修の実施
- イ 人事施策の提言及びコンサルティング
- ウ ヤマトグループの理念に関する研修の実施

#### (3) 百周年記念史料館・資料室関連事業

- ア ヤマトグループの歴史的史資料の収集・保管・整理・復元
- イ ヤマトグループ創立百周年を記念した史料館・資料室（以下「百周年記念史料館・資料室」という。）の運営
- ウ 百周年記念史料館・資料室で保有する資料に基づくヤマトグループの理念に関する研修コンテンツの作成・提供

#### (4) 事務所の賃貸及びリース業

(5) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公 告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他のやむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社 員

(社員の定義)

第6条 ヤマトグループの会社若しくは法人(外国の会社又は法人を含む。)、又は当法人の目的に賛同したものであって、社員として入社を認められたものをもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入 社)

第7条 当法人の社員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するために必要な経費を支払う義務を負う。

(退 社)

第9条 社員は、いつでも、当法人所定の様式による届け出をして退社することができる。但し、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(資格の喪失)

第10条 社員は、次に掲げるいずれかの事由に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) ヤマトグループの会社又は法人(外国の会社又は法人を含む。)でなくなったとき。
- (2) 前条の規定に基づき当法人を退社したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (5) 破産手続開始の決定、更生手続開始の決定又は民事再生手続開始の決定を受けたとき。
- (6) 次条の規定に基づき除名されたとき。

2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当該社員は、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

(除 名)

第11条 当法人の社員が次に掲げる行為をしたときは、社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉又は信用を毀損したとき。
- (2) 当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 社員としての義務に違反する行為をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、除名すべき正当な事由があると認める行為をしたとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した社員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

### 第3章 社員総会

(種 類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了の日に翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構 成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第15条 社員総会は、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項について決議する。

(招 集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。但し、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集の手続を省略することができる。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、その目的である事項を記載した書面をもって、当該社員総会の日の1週間前（第1項に定める書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合には、当該社員総会の日の2週間前）までに、社員に対し、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定による請求があったときは、理事長は、社員に対し、当該請求の日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故、支障その他のやむを得ない理由があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

（議決権）

第18条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

（決議）

第19条 社員総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの定款で定めた事項

（議決権の代理行使）

第20条 社員は、他の社員1人を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事又は社員が社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第4章 役員

(員数)

第24条 当法人には理事及び監事を置き、理事は3人以上9人以内とし、監事は1人以上3人以内とする。

(選任及び解任)

第25条 役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)は、社員総会の決議によって選任し、又は解任する。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した役員(補欠として選任された役員)の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員が欠けた場合又は第24条に規定する役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期の満了により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有し、その職務を行わなければならない。

(代表理事及び役付理事)

- 第27条 理事のうち1名を理事長とするほか、役付理事(専務理事、常務理事その他の名称を付した理事をいう。以下同じ。)を各若干名選定することができる。
- 2 前項の代表理事及び役付理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。
  - 3 当法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。但し、理事会は、理事長のほか、理事の中から代表理事を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 理事会は、理事長以外の理事の中から当法人の業務を執行する理事を選定することができる。
  - 4 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の資格)

- 第29条 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(監事の職務及び権限)

- 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認める場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - 5 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2

週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(報酬等)

第31条 当法人は、社員総会において定める報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。）の総額の範囲内において、役員に対し、報酬等を支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、役員（役員であった者を含む。）の同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める最低責任限度額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、同法第111条第1項の行為に関する理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない理事に限る。）又は監事の損害賠償責任について、当該理事又は監事との間で賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 理事会

(組 織)

第34条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)



第35条 理事会は、法令又はこの定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び役付理事の選定及び解職
- (4) 当法人の業務を執行する理事の選定及び解職

(招 集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。但し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故、支障その他のやむを得ない理由があるときは他の役付理事が、当該役付理事に事故があるときはその他の各理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故、支障その他のやむを得ない理由があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 役員が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会へ報告することを要しない。但し、第28条第4項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。  
2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(理事会規程)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

## 第6章 基金

(募集)

第43条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(返還)

第44条 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。  
2 基金の返還は、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人が別に定めて行うものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年一期とする。

(会計原則)

第46条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 理事長は、前項の規定により理事会の承認を受けた前項第1号、第3号及び第4号の書類並びに監査報告を定時社員総会に提出し、第1号の書類については当該定時社員総会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項に掲げる書類及び監査報告は、前項の定時社員総会の日（第21条の場合にあっては、同条の提案のあった日）から5年間、当法人の主たる事務所に備え置く。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。